

(※) 文中の [] は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

手続実施結果報告書（注¹）

申請者宛ての報告であることに注意

令和 [] 年 [] 月 [] 日

A旅行株式会社

取締役会御中（注²）

確認作業を行った公認会計士の氏名を記載

確認者の名称

印

手続実施結果報告書の目的並びに配布及び利用制限

本報告書は、A旅行株式会社（以下「会社」という。）の作成した令和〇〇年の第1種旅行業の更新登録申請書（以下「申請書」という。）における、旅行業の登録の有効期間の更新の登録申請のために必要な令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの事業年度に関連する事項に関して、「旅行業法第6条の3第2項において準用する同法第6条第1項第10号」及び「同法施行規則第3条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として実施された手続及び手続実施結果を報告する目的で作成されている。したがって、本報告書は他の目的に適さない可能性がある。本報告書は会社と規制当局のみを利用者として想定しており、会社と規制当局以外に配布及び利用されるべきものではない。

(1) 申請書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「旅行業法第6条の3第1項」に規定する旅行業の登録の有効期間の更新の登録申請を行うために、申請書様式上の記載に基づ

(注¹) 公認会計士又は監査法人（公認会計士等）は、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施することができる。この場合、「業務依頼者以外の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針A10項及びA11項を参照する。また、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、見出し、業務依頼者及び業務実施者の責任、職業倫理及び品質管理等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

(注²) または、「代表取締役 [] 殿」とする。

いて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

当該手続業務は、監査又はレビュー等の保証業務ではない。したがって、私は意見又は保証の結論を表明するものではない。(注³)

実施した手続の範囲及び内容 (注⁴)

私は、申請書に記載されている貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

(総勘定元帳等の会社が作成する帳簿)

1. 貸借対照表及び損益計算書について、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合した。

(貸借対照表及び損益計算書)

2. 貸借対照表及び損益計算書について、確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

(現金預金)

3. 貸借対照表の現金預金について、現金、預金通帳、小切手等の実際残高と総勘定元帳等の会社が作成する帳簿の帳簿残高を突合した。

手続の実施結果

(総勘定元帳等の会社が作成する帳簿)

1. 総勘定元帳等の会社が作成する帳簿に基づき、貸借対照表及び損益計算書が作成されていることが確認された。

(貸借対照表及び損益計算書)

2. 貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

(注³) 公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会専門業務実務指針4400〕を参考として、例えば、次のような表現を追加することができる。

「なお、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。」

(注⁴) 各手続において示されている書類は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。更新登録申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情の応じた書類を使用することができる。

(現金預金)

3. 貸借対照表の現金預金について、実際有高と帳簿残高が一致していることが確認された。

(※) 文中の [] は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

手 続 実 施 結 果 報 告 書

申請者宛ての報告であることに注意

令和 [] 年 [] 月 [] 日

A旅行株式会社

取 締 役 会 御 中 (注⁵)

確認作業を行った税理士の氏名を記載

確認者の名称

印

手続実施結果報告書の目的並びに配布及び利用制限

本報告書は、A旅行株式会社（以下「会社」という。）の作成した令和〇〇年の第1種旅行業の更新登録申請書（以下「申請書」という。）における、旅行業の登録の有効期間の更新の登録申請のために必要な令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの事業年度に関連する事項に関して、「旅行業法第6条の3第2項において準用する同法第6条第1項第10号」及び「同法施行規則第3条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として実施された手続及び手続実施結果を報告する目的で作成されている。したがって、本報告書は他の目的に適さない可能性がある。本報告書は会社と規制当局のみを利用者として想定しており、会社と規制当局以外に配布及び利用されるべきものではない。

(2) 申請書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「旅行業法第6条の3第1項」に規定する旅行業の登録の有効期間の更新の登録申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

当該手続業務は、監査又はレビュー等の保証業務ではない。したがって、私は意見又は保証の結論を表明するものではない。

(注⁵) または、「代表取締役 [] 殿」とする。

実施した手続の範囲及び内容（注⁶）

私は、申請書に記載されている貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

（総勘定元帳等の会社が作成する帳簿）

4. 貸借対照表及び損益計算書について、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合した。

（貸借対照表及び損益計算書）

5. 貸借対照表及び損益計算書について、確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

（現金預金）

6. 貸借対照表の現金預金について、現金、預金通帳、小切手等の実際残高と総勘定元帳等の会社が作成する帳簿の帳簿残高を突合した。

手続の実施結果

（総勘定元帳等の会社が作成する帳簿）

4. 総勘定元帳等の会社が作成する帳簿に基づき、貸借対照表及び損益計算書が作成されていることが確認された。

（貸借対照表及び損益計算書）

5. 貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

（現金預金）

6. 貸借対照表の現金預金について、実際有高と帳簿残高が一致していることが確認された。

（注⁶）各手続において示されている書類は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。更新登録申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情の応じた書類を使用することができる。